

## 東近江市学校開放施設使用料減免基準取扱要領

東近江市学校体育施設開放条例第9条及び東近江市学校体育施設開放条例施行規則第4条に規定する使用料の減免について、次のとおりとする。

### 1 全額免除に該当するもの

- (1) 市及び市教育委員会が、主催又は共催により利用するとき。
- (2) 市内保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校の園児・児童・生徒が、保健体育の必要性により教職員の引率のもとに利用するとき。

### 2 半額減免に該当するもの

- (1) 市スポーツ協会又は地区スポーツ協会が主催により利用するとき。
- (2) 市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催により大会に利用するとき。
- (3) 市内の社会教育団体又は社会福祉団体が大会に利用するとき。
- (4) 市内の自治会が大会に利用するとき。
- (5) 総合型地域スポーツクラブとして市が認めたクラブが利用するとき。
- (6) 市スポーツ少年団又は市スポーツ少年団に登録の単位団が利用するとき。

### 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。